

事故・事件発生



最優先

発見者

【被害者・傷病者への対応】

- ①傷病者の症状の確認(意識・心拍・呼吸・出血等)
⇒心肺蘇生等の応急手当(現場で直ちに)
- ②発生した事態や状況の把握
*現場保持 ⇒警察介入の際、重要
*現場記録(画像等) ⇒警察介入の際、重要
- ③応援要請(複数対応)

【その他の対応】

- ①周囲の児童の安全確保
⇒落ち着かせ、その場から離す
- ②周囲の児童への指示
⇒現場保持のため、何も触らず持たずに移動
⇒隣の教室や職員室へ、大人への応援要請

*命に関わるなど、重大事態の場合

110番・119番通報

- ・他者に通報を依頼
- ・状況に応じ、発見者が直接通報

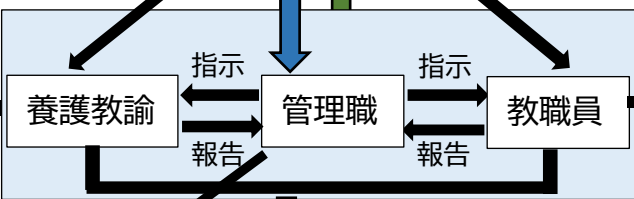
- ・異物混入
- ・大量出血
- ・けいれん
- ・突き落とす、刺す等の暴力行為
- ・骨折等の重傷
- ・意識不明(混濁)

*その他、「緊急である」と判断した場合

*119番通報の判断がつかない場合は、「#7119」へ相談

急行

近くの教職員又は児童等



複数で急行
救急補助・連絡等

通報 管理職不在：直面した者が通報

警察・救急車 出動要請
110番・119番

状況報告

付添 搬送

医療機関
処置

被害者・傷病者の搬送後、校内で情報共有。その後の対応について管理職より指示。

- ①関係する児童や周囲にいた児童への聴き取り(複数人で事実確認)
・時系列で
・事実のみ **正確な記録**
- ②関係する児童に対応する教職員
・管理職が全体に指示(不在の場合は、生指担当・指導教諭・支援C.O.で指示)
・当該学年と学年付支援担任、生指担当が主
・その他の学年主任が必要な役割を分担し、学年団に伝達(無関係の児童への対応も)
・養護教諭は、被害者・傷病者の状況把握
- ③被害者・傷病者の保護者との連携
・管理職(不在の場合は当該学年または学年付支援担任)
- ④教育委員会への報告・連絡・相談：管理職

【方針】

- ①子どもの「安全確保」「生命維持」最優先
- ②冷静で的確な判断と指示
- ③適切な対処と迅速正確な連絡・通報

110番・119番 通報 躊躇しない!

- *被害者・傷病者の気持ちに寄り添った対応と周囲の子どもたちへの配慮も。(安心感)
- *保護者等への丁寧な説明を。

教育委員会 ※指示・指導を仰ぐ

*事案内容に応じて、授業を切り上げて、「引き取り下校」を実施する。

*児童等の心のケアのために、SC等の派遣を要請する。

*警察への「被害届」の提出は、「被害者本人」による提出が原則のため、家庭の判断によることを保護者に助言する。

*警察等に通報した重大事案については、必要に応じて、保護者説明会を行う。

*マスコミ対応は、教育委員会の指導を受けて管理職が行う。